（法第五十三条第七項の政令で定める要件）

**第八条の十六の四**　法第五十三条第七項に規定する政令で定める要件は、同項の法人が同項に規定する合併等事業年度（次条及び第八条の十六の七において「合併等事業年度」という。）において被合併法人等の前十年内事業年度（同項に規定する前十年内事業年度をいう。以下この条及び次条において同じ。）において生じた合併等前欠損金額（同項に規定する合併等前欠損金額をいう。以下この条において同じ。）について法人税法第五十七条第七項の規定により同条第二項の適用がないことを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第七項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に同項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の合併等前欠損金額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうち当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度後最初の事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による合併等前欠損金額の引継ぎの特例）

**第八条の十六の五**　法第五十三条第七項の法人の合併等事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度のうち最も古い事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日（以下この条において「合併法人等十年前事業年度開始日」という。）が被合併法人等の前十年内事業年度で同項に規定する控除未済合併等前欠損金額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等十年前事業年度開始日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る被合併法人等の前十年内事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度開始の日から当該合併法人等十年前事業年度開始日の前日までの期間）を当該法人のそれぞれの事業年度とみなし、同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法第五十三条第八項の政令で定める額）

**第八条の十六の六**　法第五十三条第八項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

（法人の道府県民税の控除対象合併等前欠損調整額の特例）

**第八条の十六の七**　合併等事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第八項の規定を適用する場合における同条第九項の規定の適用については、同項中「合併等事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

（法人の道府県民税の加算対象通算対象欠損調整額の特例）

**第八条の十六の八**　法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第十一項の規定を適用する場合における同条第十二項の規定の適用については、同項中「当該事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

第八条の十七の見出しを「（法第五十三条第十三項の政令で定める額）」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第九項」を「法第五十三条第十三項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、同条第二項を削る。

第八条の十七の次に次の一条を加える。

（法人の道府県民税の控除対象通算対象所得調整額の特例）

**第八条の十七の二**　法第五十三条第十三項に規定する通算対象所得金額（次項及び次条において「通算対象所得金額」という。）の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第十三項の規定を適用する場合における同条第十四項の規定の適用については、同項中「同項の法人の当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

2　法第五十三条第十五項に規定する被合併法人等（次条及び第八条の十九において「被合併法人等」という。）の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該通算対象所得金額に係る法第五十三条第十四項の規定の適用については、同項中「後最初の事業年度終了の日」とあるのは、「終了の日」とする。

第八条の十八を次のように改める。

（法第五十三条第十五項の政令で定める要件）

**第八条の十八**　法第五十三条第十五項に規定する政令で定める要件は、被合併法人等が同項に規定する前十年内事業年度（以下この条及び次条において「前十年内事業年度」という。）のうち法第五十三条第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額（以下この条において「控除対象通算対象所得調整額」という。）に係る通算対象所得金額の生じた事業年度について法人税法第六十四条の五第三項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第十五項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同条第十三項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三条第十五項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の控除対象通算対象所得調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうち当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度後最初の事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

第八条の十九の見出し中「控除対象個別帰属税額」を「控除対象通算対象所得調整額」に改め、同条中「適格合併等に係る法第五十三条第九項の法人の同条第十項に規定する合併等事業年度等開始の日」を「法第五十三条第十五項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日」に改め、「連結事業年度又は」を削り、「当該合併等事業年度等」を「当該合併等事業年度」に、「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」を「合併法人等十年前事業年度開始日」に改め、「当該適格合併等に係る」を削り、「同項に規定する前十年内連結事業年度」を「前十年内事業年度」に、「控除未済個別帰属税額が生じた連結事業年度」を「控除未済通算対象所得調整額に係る事業年度」に、「連結事業年度開始の日」を「事業年度開始の日」に、「当該適格合併等が」を「同項の適格合併が」に、「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」を「被合併法人等十年前事業年度開始日」に改め、「当該適格合併等の日前十年以内に開始した」を削り、「事業年度ごと」を「前十年内事業年度ごと」に、「、適格合併等に係る法第五十三条第九項」を「、同項」に、「同条第十項に規定する合併等事業年度等が」を「合併等事業年度が」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、「連結事業年度と」を「事業年度と」に改める。